（逓信省認可）　（日曜日休刊）　（定價二錢）

時事新報

第千六百七十八號
明治二十年九月二日
壽丁亥七月十五日
（庚午）
金曜日
（西暦一千八百八十七年）

時事新報

歐亞鐵道計畫の三大線路（前號の續）

前號に記載したる第一線歐亞聯絡の鐵道工事を倒るに竣成れ見込あきものとなるも第二の線路たる露國サイベリヤ鐵道に至りては其成功疑ふ可らず是より先き露國政府がサイベリヤに鐵道敷設の計畫を爲まるは一朝夕の故にあらざりしに彌々本年に及んで此議は既に參事院の議決と經過し皇帝の裁可をも得てサイベリヤ總督は既に線路實測工事監督の任命を托せられたるとロンドンタイムスの報ずる所にして其方案の大略を聞くに別項の地圖にも示したるが如く露京聖彼得斯堡よりチーメン迄線路の行程五日間チーメンよりトムスク迄二日間トムスクよりストレチンスク迄三日間ストレチンスクよりハンカ湖に沿ふて浦塩斯德港に至るまで亦同く五日間なりといふ然るに聖彼得斯堡より南東に延ばしたる鐵道は次第に落成して今日は既にサイベリヤの境に達しチーメンまで全線の開通近きに在る由なるが故露京を發してチーメン迄行程五日間の線路は既に全く竣成れるものと看るを得べく、此れより東南サイベリヤの原野を通過して浦塩斯德に達するにはなほの距離何程なるや詳細を知るに由なけれども暫く十日間の行程といふに因りて推測するに凡そ五千英里内外ならん短き里程にあらずと雖も十九世紀の今日、五千英里の鐵道を敷設するは左まで大業にもあらず米國の大陸を横切りたる三千四百英里の線路に比して其倍數に上らざるを知る可し又露國政府がこの鐵道を建築するその目的は軍用上、浦塩斯德港に聯絡を通じて東亞細亞に出口を求めんとするものならんなれば全力を盡してもその成功を計る可きや明あり願ふに露國が自由に海に出るの門を開かんとして其路を求めたるは一朝一夕の事にあらず雖も如何にせん英國と云へる强敵ありて常に其南向の計を妨げ歐羅巴に在りてはバルチック海を鎖し又黑海の門戸を押へ土耳古を藩屏として波斯を牆にし、阿富汗印度亞細亞一帶の海岸は總て英人の占領に歸して露國隨て出でんとすれば英國隨てこれを遮ぎり西方の門戸は悉く閉塞せられて今は東亞細亞の一端より辛ふして海に出でんとする處を英國い昨年緬甸を略し又支那と盟約して封鎖の策を怠る所ならざれば露國最後の方案は浦塩斯德の守を嚴にし極東の海面に四通八達の運動を逞ふせんとするに在るのみ是れ露國の要策として其目的を達するは一日も早くサイベリヤの鐵道を落成せしむるの外なる可らざるなり

第三の線路は今回佛蘭西のレピューム驛せたるものなり巴里よりエカトリネンブルグに至るの距離凡そ二千六百英里とすエカトリネンブルグはサイベリヤの境界に接する露國の領分にして聖彼得斯堡より來る所の鐵道亦既にみれば接續せんとし又瀛地利匈牙利の方より露國に入るの線路もオレブルグまで聯絡して之をエカトリネンブルグに通ずる以容易あらん要するに歐羅巴大陸に在りては鐵道線路東西に縱横するがゆゑ中間所々の斷續と連接して一大長線を作るに困難なければも亞細亞大陸に入る時は人畑稀にして道路開けず往く所深山幽谷にあらざれば廣漠たる不毛の原野にまで斯る地方は鐵道を敷設するは難事中に難事なれば例へば露國サイベリヤ鐵道の如きも縱令へ其目的は軍用兵備の一點に在りとするも敷設の費用は尋常あらざると推して知るべし然るに此第三線路の利を說くものは聞へらく エカトリネンブルグを超えてウラル山の山脈を過るに中間平坦の土地は水平と拔くまと三百五十メートル（一メートルは我三尺三寸）の處ありこれに線路を採て別圖に示す如くオムスクより トムスクより蒙古の境界に進行まは是れより南下して北京に通ずるまでは里程エカトリネンブルグより起て凡そ三千六百英里あり願ふに此線路は歐亞間を聯絡するに距離最も短く工事亦最も容易あるべきならんなれば今より十年と出でずして其成功を見るとあらんと、三千六百英里の鐵道亦長況に似たりとも實際は米國桑港紐育間の鐵道に僅々二百英里と足しらざる迄の線路なれば之を敷設するの工事決して困難にあらざるべきあり唯我驛は佛蘭西レピューム記者がこれ新線路の起工に容易ある丈けを述べて次に肝腎なる問題即ちこの鐵道は何人が計畫と爲して事實成功の見込あるものなるや或い又全くの讃論か北より將來斯る事もあるべしと雖に其想像を描きたるやの說明なきを遺憾とするのみ

以上三線路の計畫各其運由あきまあらずして工事の難易距離の遠隔亦相彷彿たるものあらんあれば義をが刺孰れが損か、得て判斷を可らずと雖ども愛に我輩の推測を以てすれば最後の一線巴里より北京に通ずるの鐵道は理論は兎も角も實際に困難なならんと思はるゝは佛人にもせよ其他の國民にもせよ今れ通商貿易はそ目的にまで斯る鐵道と起し果まて出入相償ふて利益ある可きや其疑はしきの一事あり故に今姑く之を別にして第一線英國が商賈上將た兵事上の目的より印度鐵道を中心にして東西亞歐を聯絡するの方案と第二線露國政府がサイベリヤ鐵道を延ばして浦塩斯德あ到らしむるの計畫とは二者與に實際ふ期す可兄話にして特に西字新聞の報道に據ればサイベリヤ鐵道は將來五年と期して竣成の見積ありといふ五年間に事の成否は兎も角も文明の大勢推變せるは及んでは鐵道を以て歐洲と亞細亞との氣脈を通ずるの大業必ず成功の曉あらん我輩は之を今日に豫記して偏に將來の成行を卜せんと欲するものなり

（畢）

官報

○海軍省訓令第八十七號
海軍掌水雷體狀所有ノ者ニシテ其有効期限中終リノ一箇年間水雷術練習艦ニ在テ教授ノ職ヲ執セル者試驗ニ及第セルトキハ再練習ヲ爲サシメス更ニ掌水雷體狀及水雷術教授適任證書ヲ授與スルコトヲ得但試驗ハ現業ヲ爲サシメス筆記及口述ヲ以テ應問セシムルコトヲ得
明治二十年九月一日　海軍大臣子爵樺山資紀

○東京府令第五十號
明治十三年（二月）甲第二十一號布達當甲へ出願スヘキ會社科目ヘ左ノ一項ヲ追加ス
一　明治廿年九月一日　東京府知事男爵高崎五六

○公賣處分方の儀に付き伺　去る七月二十五日靜岡縣より本年二月二十六日附知立登記所伺摘要第十三條ヲ地券名前人に對し公賣處分を爲すに當り其物件既に名前人より他人へ賣渡し唯地券書換を了せざるも買受人の權利登記濟れ後あるとは其權利及物件は如何まで取消す乎との伺に對し同年三月二十六日附を以て司法省より「登記を經さる地券名前人に對し公賣處分を爲したる場合已に第三者を所有者として登記あるに於ては其登記を取消せとを得す又落札人を登記するとを得る記名者に向て徵稅傳令書を發せしも納期限に至り上納せさる時ハ登記所へ所有權移轉の有無を照會し若し第三者既に登記ある場合に於ては之に向て未納稅ある旨を通告し尙ほ納申出でさるときは進に令書を發付しさる者則ち地券記名者ゐ就き公賣處分すへき順序に有之候處該司法省內訓の趣旨に依れい公賣處分決行せるも其以前第三者を所有者として登記しあるに於ては登記法第十六條の手續をゐを能はさるのゝ知し果して然らば已に第三者の所有とまて登記しある物件に對し前陳の如く不納ある場合ゐ於ては何れに向て公賣處分を施行し可然哉と伺出てしに去月二十七日大藏省より「伺の趣地券記名者完納せさる場合に於ては十年第七十九號布告第一條に據り第三者に向て完納せまめ乙者完納せさるときは其土地を公賣すへし」と指令ありたり

○本年七月二十二日れ地震　本年七月二十二日の東京地震は既に官報第一二二一號を以て報告せり然るに此日の地震は區域甚だ廣大にして北は羽後國南部に起り南は武藏國南部に終り東西は大平洋日本海に達まと都合十四箇縣に渉りて其面積約ね四千四百方里の廣さ及べり而して震動の强弱は越後の中央三分に在りて其の面積凡そ二百卅方里とす中に就き同國古志郡及び北西隣郡內二三十方里の間は最も强烈と極めたるものゝ如し然に古志郡に於ては土藏は新書の別を問はず三分の二以上は裂傷を生せざるゝ少く壁の墮落せしも夥多にして神社佛堂及び土藏等は土臺より西或は南の方へ二寸乃至五寸程移轉せしものもあり又潰家及半潰家あり一人の負傷者あり又周鄰內に於ては土地數百箇所割裂し震ひは其幅となり井戸の傾倒せしもの三尺以上は相當にて震動の後否地裂よりの水ありしと云ふ三嶋郡に於ては又屋壁或は庫からず倒潰川は最震ひは五寸せる村落に於ては位置稍變移せり長さ十五間位の彎しく土藏ありて家屋は きは二十間位上の內震動けの〜如し自然壁に多少亀細るを報ず新潟信濃川は震時水も多少濁りありしが震後昨年七月廿三信濃國高井水ず淺きと千一と千四百四十して右両者とせる如く今回の地震は七月六時に過ぎず稀あるは遇せまも亦一今を距る三十まと云ふ而して第一に强烈

○川村伯　前より現內閣今は時事に頗る痛論せ

○荷蘭の王位サリアム第三に近頃水胞病豫更に現はれを相續せる者を得ば荷蘭國れども世評は干渉しナッ力するあり人にして千八百も同國人と結婚せられ子ふて驚を蝕の下に直に荷著の外國新聞

○故ナプレチース氏の遺が棺の上に飾を載せ送しと羅馬教